

川崎市高津区公告第44号

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり川崎市が交付した神奈川県国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行います。

令和7年6月13日

川崎市高津区長 白井豊一

1 更新期日

令和7年8月1日

2 更新の時期

令和7年6月23日から令和7年7月31日まで

3 更新方法

資格確認書の更新は、令和7年6月23日から令和7年7月31日までの間に郵送により行います。

4 資格確認書の効力

現資格確認書は令和7年7月31日限りで無効とし、新資格確認書は交付の日から令和8年7月31日まで有効とします。